

申請者

- ① 技能証明申請者番号の取得（DIPS2.0）
- ② 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査実施要領』の「別添 1：無人航空機操縦者身体検査証明書（航空法施行規則第29号の10様式）」の申請者欄の記入
- ③ 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査実施要領』の「別添 4：無人航空機操縦者身体検査証明書 別紙（A3サイズ）」の申請者欄（A3左側ページ）の記入
- ④ 『無人航空機操縦者身体検査証明書 自己申告確認要領』の「別添：自己申告確認書及びチェックリスト」に申請者が既往歴等の自己申告を記入
- ⑤ 身体検査（一等25kg以上）を実施可能な医療機関に身体検査の申し込み
- ⑥ 申請者は②から④までの記入済みのものを持参して医療機関で身体検査を受検

（注）運動器系に関して、無人航空機の操縦に支障を来すおそれのある運動器（骨、関節、筋肉又は腱）の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がある場合には、義手等の補助具を使用し、通常の無人航空機の操縦に支障がないことを登録講習機関の講習を受講すること等によって事前にご確認ください。

医師又は医療機関

- ⑦ 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査実施要領』の「別添 1：無人航空機操縦者身体検査証明書（航空法施行規則第29号の10様式）」及び「別添 4：無人航空機操縦者身体検査証明書 別紙（A3サイズ）」の医師又は医療機関欄（A3右側ページ）の記入  
※ 『無人航空機操縦者身体検査証明書 自己申告確認要領』の「別添：自己申告確認書及びチェックリスト」は医師又は医療機関で保管

申請者

- ⑧ 指定試験機関が運営管理する「試験申込システム」においてアカウント登録を完了
- ⑨ 医師又は医療機関が記入済みの同別添 1 及び別添 4 を指定試験機関に身体検査の申請において提出

指定試験機関

- ⑩ 指定試験機関において同別添 1 及び別添 4 を確認し、適合と確認できた場合は身体検査合格証明書を申請者に交付